

キドックスファミリー会員規約

第1条（目的）

本団体は特定非営利活動法人キドックス（以下、キドックス）と称する。本規約は、キドックスのファミリー会員制度の運営等について必要な事項を定め、事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条（資格）

ファミリー会員の資格を有する者は、キドックスの主旨に賛同し、キドックスの活動の円滑な実施に協力しようとする個人または団体とする。

第3条（ファミリー会員に対する活動）

キドックスは、第1条の目的を達成するため、ファミリー会員に対し、次の活動を行う。

- 1.ファミリー会員の各プランごとの会員特典を提供する
- 2.キドックスが開催するイベント等への優先的な案内や情報提供
- 3.その他第1条の目的を達成するために必要な活動

第4条（加入）

ファミリー会員は、募集人数の上限数に達しない限り、各個人または各団体の加入申込み手続きにより加入するものとする。

第5条（会費）

ファミリー会員は、以下の月会費をキドックスに納入するものとする。キドックスは理由の如何を問わず、すでに納入された会費を会員へ返還する義務を負わないものとする。

- 1.ファミリー会員 Dプラン：月額1千円
- 2.ファミリー会員 Oプラン：月額3千円
- 3.ファミリー会員 Gプラン：月額1万円

第6条（脱退）

ファミリー会員が脱退しようとするときは、キドックス事務局に退会の旨を連絡して脱退するものとする。

第7条（除名）

キドックス理事会は、次の各号の一に該当する場合には、ファミリー会員を除名することができる。

- 1.キドックスの事業を妨げ又は妨げようとしたとき
- 2.会費の納入をしなかったとき
- 3.故意又は重大な過失により、キドックスの信用を失わせるような行為をしたとき
- 4.その他、ファミリー会員として不適切と認める相当の理由があるとき

第8条（その他）

ファミリー会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、キドックス理事会で決定する。

附 則

この規約は、2014年10月20日より施行する。